

令和6年度 和歌山県修学資金給付受給者募集要項

獣医学を専攻し、将来、和歌山県の獣医師職員として家畜衛生や公衆衛生の向上等のために勤務することを志す大学生を支援する獣医師修学資金の受給希望者の募集について、公益社団法人和歌山県獣医師会獣医師養成確保修学資金給付事業実施規程細則並びに獣医師確保修学資金等給付事業実施要領（令和6年5月30日付け畜第146号 和歌山県畜産課長通知、以下「要領」という。）に基づき下記のとおり実施します。下記のとおり実施します。

1 修学資金受給希望者の募集

- (1) 応募対象者 大学の獣医学を専攻とする課程に在学する3年生～6年生
和歌山県獣医師職員として就職することを希望するもの
- (2) 募集人数 5名程度
- (3) 修学資金の給付額
 - ・国公立大学に在籍している場合 月額10万円
 - ・私立大学に在籍している場合 月額18万円
- (4) 給付期間 修学資金の給付が決定した年度の4月分（遡り給付）から
大学を卒業する年度の3月分まで
但し、正規の修学期間の終了する月分まで
- (5) 募集期間 令和6年7月1日（月）当日の消印有効
追加募集の実施は、令和6年8月以降に決定する
- (6) 応募手続 募集期間内に、次の書類を「公益社団法人和歌山県獣医師会
事務局」あてに郵送（書留又は簡易書留郵便）すること

【提出書類】

- ① 獣医師確保修学資金給付申請書
- ② 学長又は学部長の推薦書
- ③ 健康診断書
- ④ 戸籍謄本
- ⑤ 令和5年度の学業成績証明書
- ⑥ 獣医学生の父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者
（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類
（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

※①～③の様式は当獣医師会 HP からダウンロード出来ます。

【郵送先】

〒640-8268 和歌山市広道20番地 第1田中ビル201号
公益社団法人和歌山県獣医師会事務局

【注意事項】

- ・すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「和歌山県修学資金給付

関係書類」と明記してください。

- ・提出された書類は返還いたしません。
- ・書類到着後、応募者に直接電話で確認などを行う場合があります。

2 給付対象者（受給者）の選考

修学資金の給付対象者の選考は、書類審査により行います。

（選考基準を満たさない場合は、給付対象から外れます）

WEB面接を行う場合もあります。面接試験の日程と場所（WEB可）については、応募者に直接連絡します。

受給者の決定通知は、令和6年7月下旬を予定しています。

なお、選考結果については、申請者全員に通知します。

3 修学資金給付決定後の手続き

給付決定後、公益社団法人和歌山県獣医師会と修学資金給付に係る契約を締結します。

契約時の連帯保証人の2名が必要です。うち1名は原則として父母、もう1名は申請者と家計を別にする方としてください。

手続き内容の詳細は、給付の決定通知時に通知します。

4 給付金の返還について

原則、給付金は返還の必要はありません。

但し、獣医師奨学金等返済支援給付事業実施細則 5に規定する要件を満たさない場合は、返還が必要となります。

令和6年度 和歌山県奨学金等返済支援資金給付受給者募集要項

奨学金の返済を行っている獣医師免許お持ちで、本県の獣医師職員に就業を検討しておられる方や、獣医学を専攻し、将来、本県の獣医師職員として家畜衛生や公衆衛生の向上等のために勤務することを志す既に奨学金を受給している大学生を支援する給付金の受給希望者の募集について、獣医師確保修学資金等給付事業実施要領（令和6年5月30日付け畜第146号 和歌山県畜産課長通知、以下「要領」という。）に基づき下記のとおり実施します。

1 支援資金給付受給希望者の募集

- (1) 応募対象者 和歌山県出身者で和歌山県獣医師職員として従事しようとする獣医学を専攻とする課程に在学する6年生または獣医師免許を取得済の者であり、かつ奨学金の返済を予定、若しくは行っている者
- (2) 募集人数 1名程度
- (3) 支援給付額 次の①～③のうち、該当する最も少ない額
 - ① 奨学金等の受給月額 \times 24ヶ月分の額
 - ② 給付限度額：216万円
 - ③ 受給した奨学金等の返済残額
- (4) 給付期間 (3)の給付額の1/12を月額として1年間給付する。給付が決定した年度の4月分（遡り給付）から給付する。
- (5) 募集期間 令和6年7月1日（月）当日の消印有効
追加募集の実施は、令和6年8月以降に決定する
- (6) 応募手続 募集期間内に、次の書類を「公益社団法人和歌山県獣医師会事務局」あてに郵送（書留又は簡易書留郵便）すること

【提出書類】

大学生は、次のうち③⑦を除く書類

既に獣医師免許をお持ちの方は、次のうち②及び⑥を除く書類

- ① 奨学金等返済支援資金給付申請書
- ② 学長又は学部長の推薦書
- ③ 最終学校卒業証明書及び獣医師免許の写し
- ④ 健康診断書
- ⑤ 戸籍謄本
- ⑥ 令和5年度の学業成績証明書
- ⑦ 最終学校成績証明書
- ⑧ 父若しくは母又はこれらに代わって家計を支えている者（主たる家計支持者1人）の収入を証明する書類（市町村長が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

- ⑨ 奨学金の給付月額及び返済残額等を証明する書面
- ⑩ 和歌山県内の高等学校を卒業したことを証する書類、または、本人を扶養している扶養義務者が引き続き3年以上和歌山県内に居住していることを証する書類。

※①②及び④の様式は当獣医師会 HP からダウンロード出来ます。

【郵送先】 〒640-8268
和歌山市広道20番地 第1田中ビル201号
公益社団法人和歌山県獣医師会事務局

【注意事項】

- ・すべての書類を1つの封筒に入れ、封筒前面に「県奨学金等返済支援給付関係書類」と明記してください。
- ・提出された書類は返還いたしません。
- ・書類到着後、応募者に直接電話で確認を行う場合があります。

2 奨学金等返済支援資金給付対象者の選考

給付対象者の選考は、書類審査により行います。

(選考基準を満たさない場合は、給付対象から外れます)

WEB面接を行う場合もあります。面接試験の日程と場所(WEB可)については、応募者に直接連絡します。

決定通知は、令和6年7月下旬を予定しています。

なお、選考結果については、申請者全員に通知します。

3 修学資金給付決定後の手続き

2の決定通知後、公益社団法人和歌山県獣医師会と奨学等返済支援資金給付に係る契約を締結します。

契約時の連帯保証人の2名が必要です。うち1名は原則として父母、もう1名は申請者と家計を別にする方としてください。

手続き内容の詳細は、決定通知時にお知らせします。

4 給付金の返還について

原則、給付金は返還の必要はありません。

但し、細則 5に規定する要件を満たさない場合は、返還が必要となります。